平成二十年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について

○国家試験

平成２０年度１級管工事施工管理技術検定及び２級管工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。（平成19年12月13日）

１　受検資格

(1)　１級管工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者

<table>
<tr><td colspan="4">区分　学歴又は資格</td><td colspan="2">管工事施工に関する実務経験年数</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>指定学科</td><td>指定学科以外</td></tr>
<tr><td rowspan="13">イ
ロ
ハ</td><td colspan="3">大学卒業者</td><td>卒業後３年以上</td><td>卒業後４年６ケ月以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">短期大学・５年制高等専門学校卒業者</td><td>卒業後５年以上</td><td>卒業後７年６ケ月以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">高等学校卒業者</td><td>卒業後１０年以上</td><td>卒業後１１年６ケ月以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の者</td><td colspan="2">１５年以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">２級合格後５年以上の者</td><td colspan="2">合格後５年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">２級合格後５年未満の者</td><td>高等学校卒業者</td><td>卒業後９年以上</td><td>卒業後１０年６ケ月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>その他の者</td><td>１４年以上</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">技能検定合格者</td><td colspan="2">１０年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専任の主任技術者の実務経験</td><td rowspan="4">２級合格者</td><td colspan="2">合格後３年以上の者</td><td colspan="2">合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">合格後未満の３年</td><td>短期大学・５年制高等専門学校卒業者</td><td>イの区分</td><td>卒業後７年以上</td></tr>
<tr><td>高等学校卒業者</td><td>卒業後７年以上</td><td>卒業後８年６ケ月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">１２年以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">高等学校卒業者</td><td>卒業後８年以上</td><td>卒業後１１年以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の者</td><td colspan="2">１３年以上</td></tr>
</table>

注1)　指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。

注2)　旧学校令　大学は、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。

注3)　大臣認定者　大学若しくは短期大学と同等以上の学歴又は資格を有すると認定された者は、指定試験機関が作成する「受験の手引き」を参照のこと。

注4)　技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）とするものに合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）による改正前の一級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

注5)　指導監督的実務経験　上記イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注6)　専任の主任技術者の実務経験　資格区分(2)で２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。

⑵　２級管工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．学科・実地試験

学　歴　又　は　資　格	管工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者	卒業後１年以上	卒業後１年６ケ月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校卒業者	卒業後３年以上	卒業後４年６ケ月以上
その他の者	８年以上	
技能検定合格者	４年以上	

注）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）又は２級の「配管」に合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）による改正前の１級又は２級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

ロ．学科試験のみ　下記のいずれかに該当する者

大学卒業者	大学の指定学科を卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒章見込みの者
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	短期大学・５年制高等専門学校の指定学科を卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
高等学校・中等教育学校卒業者	高等学校・中等教育学校の指定学科を卒業後３年以内の者又は試験日、の属する年度の３月までに卒業見込みの者

⑶　１級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

1）　平成19年度１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

2）　技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者でこ前記（1）による１級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者（技術士法施行規則の二部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

⑷　２級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の２級管工事施工管理技術検定・学科試験の受検者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受検者を除く。）

ロ　学科試験免除者

1）　平成１９年度２級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

2）　技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る）とするものに合格した者で、前記（2）のイによる２級管工事施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水

道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

3)　平成17年度までの管工事施工技術者試験に合格した者で、前記(2) のイによる２級管工事施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者は、平成２３年度までの学科試験が免除される。

4)　学校教育法による大学を卒業した者で、在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後１年以内に２級の技術検定の学科試験に合格（在学中の合格も含む。以下同じ）し、卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受検しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

5)　学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業後２年以内に２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受検しようとする者で、管工事施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者

6)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業後３年以内に２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受検しようとする者で、管工事施工管理に関し３年以上の実務経験を有する者

２　試験日

１級学科試験　平成20年9月7日（日）
１級実地試験　平成20年12月7日（日）
２級学科・実地試験　平成20年11月16日（日）（２級では、学科試験と実地試験を同一日に行う）

３　試験地

３級学科試験・実地試験　札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄
２級学科試験・実地試験　札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

４　受験手数料

１級学科試験　8,500円
１級実地試験　8,500円
２級学科・実地試験　8,500円
２級学科試験　4,250円
２級実地試験　4,250円

５　試験実施機関　財団法人全国建設研修センター

６　申込受付期間

(1)　１級学科試験、１級実地試験（平成19年度学科合格者）及び２級学科・実地試験
平成20年5月7日（水）～5月21日（水）

(2)　１級実地試験（平成20年度学科合格者）
平成20年10月16日（木）～10月30日（木）

７　申込受付方法　配達記録郵便による個人別申込みとし、締切日までの消印のあるものまで有効とする。

８　申込書類

(1) 受検申請書及び受験申込書
(2) 住民票（住民票コードの記入を含む）又はそれに代わる書面
(3) 写真１枚（縦５．５cmX横４．０cm、申請前の６ケ月以内に撮影したもの）
(4) 受験手数料郵便振替払込受付証明書
(5) 学校卒業証明書（写し不可）
(6) １の受検資格に応じて必要な資格証明書等（２級管工事施工管理技術検定合格証明書の写し、１・２級技能検定合格証明書の写し、専任の主任技術者経験を証明できる工事請負契約書の写し及び施工体系図等の写し、技術士登録証の写し等）
(7) ２級管工事施工管理技術検定・学科試験合格通知書又は管工事施工技術者試験合格証書の写し（２級学科試験の免除者のみ）

9　「申込用紙及び受験の手引き」の取扱い

(1)　平成20年4月21日（月）から1部600円で、㈶北海道開発協会、㈳東北建設協会、㈳関東建設弘済会、㈳北陸建設弘済会、㈳中部建設協会、㈳近畿建設協会、㈳中国建設弘済会、㈳四国建設弘済会、㈳九州建設弘済会、㈳沖縄建設弘済会及び㈶全国建設研修センターにて販売する。

(2)　郵送請求の場合は、送料共1部800円を現金書留にて、級別、必要部数及び管工事試験と明記のうえ㈲全国建設研修センターに請求のこと。

(3)　インターネット請求の場合は、㈶全国建設研修センターのホームページを参照のこと。

10　申込書類提出先　㈶全国建設研修センター管工事試験課　〒100－0014東京都千代田区永田町1－11－30　サウスヒル永田町ビル　電話03－3581－0139

11 合格発表1級学科試験合格者には平成20年10月16日（木）に、1級実地試験合格者及び2級試験合格者には平成21年3月6日（金）に㈶全国建設研修センターから本人あて文書で通知するほか、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局並びに北海道開発協会及び各建設弘済会（協会）において当該地区内で受検した者の受験番号を掲示する。

12　2級管工事施工管理技術検定学科試験・実地試験の免除申請

(1) 免除を受けることができる者　財団法人全国建設研修センターが実施した昭和63年度までの2級管工事技術者試験に合格した者又は平成14年度までの2級管工事施工管理技術研修の修了試験に合格した者

(2) 提出書類

イ　受検申請書

ロ　2級技術検定試験全部免除申請書

ハ　合格証明書（前記の（1）に規定する試験に合格したことを証する書面とする。）

ニ　合格証明書交付申請書

(3) 申請の受付期間　平成21年3月18日（水）までとする。ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

13　申請書類の郵送先　〒100－0014東京都千代田区永田町1－1－30　財団法人全国建設研修センター

14　合格証明書の交付　交付申請者及び免除申請者に対し、平成20年3月下旬に合格証明書を交付する。

15　その他　試験の詳細については、財団法人全国建設研修センターの発行する「受験の手引き」又はセンターのホームページを参照のこと。